

相続ニュース

Vol.0113

2016年8月1日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

流動性のある相続財産

はじめに

日経新聞の記事によると相続において人気のある財産は、1位「現金預金」2位「生命保険金」3位「上場有価証券」4位・5位で「賃貸用マンション」「自宅」と載っていました。これは、会社のバランスシートの表示順である流動性（現金化の出来易さ）のある順とほぼ同じ結果です。記事のランキングをみると、結局は、「換金性」が最も重視されていることが分かります。

流動性のある相続財産は本当に得なのか考えていきます。

財産の評価方法

相続税の計算に用いられる評価額は「時価」となります。しかしながら、上場株式のように時価がはっきりしている財産は少なく、ほとんどの財産は時価があいまいです。そこで評価者によって評価額が大きく差が付かないように、「財産評価基本通達」により、細かく評価の方法を定めています。例えば、土地に関しては「路線価」、建物については「固定資産税評価額」が基本となっており、この評価額が実際に売れる金額ではなく、むしろ低めに設定されており、小規模宅地の特例など相続税を減らすための特例が用意されています。

一方、現金は額面金額が評価額となり、特

に特例はなく、節税する余地はなく、相続税の観点から見ると現金をそのまま相続することは得策とはいえません。

流動性のある相続財産のメリット

それでも現金が相続財産で好まれるのは、育ち盛りの子どもの多く、教育資金が必要な場合や借金が多い場合には、その相続した現金をすぐに支払い・返済に回せることだと考えられます。

おわりに

現金預金のような流動性のある相続財産は、評価における特例がなく、不動産に比べ、評価額が高くなるため、相続税額においては、不利に働きます。

生命保険の活用、生前贈与など、次世代に流動性のある資産を節税しながら残す方法はあります。

ぜひ、ASKにご相談ください。